

少年らに対する処分結果は裁判所の判断として重く受け止めていますが、裁判所は、遺族が告訴した非行事実の全てを認定するには至りませんでした。

学校と大津市教育委員会がいじめの背景調査を打ち切り、真相究明を阻んだことに、今さらながら強い憤りを覚えます。滋賀県警と連携して迅速な調査が行われていれば、より詳細な真相究明ができていたのではないかという気持ちは、今もぬぐいきれません。

いじめを背景とする重大事態が発生したときは、何よりもまず学校と教育委員会が迅速に調査を行い、必要に応じて警察と連携しながら、徹底した背景調査を行うことがどれほど重要か。今回の少年事件を教訓として、迅速かつ徹底的な調査が行われるよう、いじめ防止対策推進法の運用を改善して行ってほしいと願います。

また少年審判を通じて、少年らが非行事実に向き合っていないとすれば、それは大変残念なことです。暴言もプロレスごっこも「いじめ」であって、「いじめ」は人を追い詰める恐ろしい行為だということを改めて分かってほしいと思います。そして、真摯に反省し、被害者に謝罪することで、はじめて更生の道が開けるのではないのでしょうか。

少年らが非行事実に向き合って反省し、1日も早く更生することを心から願っています。